

議員提出議案第 9 号

交野市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び交野市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

条例案……別記

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

提出者	交野市議会議員	皿 海 ふ み
提出者	交野市議会議員	岡 田 智 里
提出者	交野市議会議員	松 永 隆 太
提出者	交野市議会議員	松 村 紘 子
提出者	交野市議会議員	中 谷 政 人

提案理由 次の 3 点について、交野市議会基本条例の見直しを行い、市議会の機能をより適法かつ効果的なものとしたいため。市議会は、二元代表制のもと立法機能及び事務執行の監視機能の両立のため、市政に係る調査に必要な情報の提供を市長等に対し求める一文を明記するもの。附帯決議に関して、議会の意思と委員会の意思を同等に扱っていることを是正するもの。市議会が附属機関を設置することはできないとの解釈に基づく条文の整理を行うもの。

交野市議会基本条例の一部を改正する条例案

交野市議会基本条例の一部を改正する条例

交野市議会基本条例（平成２５年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１０条に次の１項を加える。

- ３ 議会は、前２項に規定するもののほか、市政に係る調査に必要な情報の提供を市長等に対して求めることができる。

第１３条中「及び委員会」を削る。

第１８条を次のように改める。

第１８条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。